

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第四号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、法人事業税

地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税の創設にあわせて、法人事業税の税率の引下げを行う。

二、車体課税

自動車税の税率の引下げを行うとともに、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例措置等の見直し、自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ等を行う。

三、個人住民税

地方公共団体に対する寄附に係る寄附金税額控除における指定制度の導入等を行う。

四、その他

1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

2 この法律は、一部を除き、平成三十一年四月一日から施行する。